



消費者教育推進大使
コアラのハッピー

くらしのほっと通信

P2 きっかけはSNS!!
P3 冬の製品事故に気を付けて!
P4 令和元年度上半期相談実績

こんなはずじゃなかった!

通信販売の定期購入に関する相談が増えています

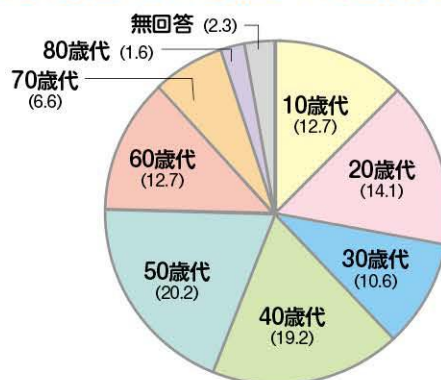


◆定期購入に関する相談件数の推移 (単位:件)

■ 上半期(4月~9月) ■ 下半期(10月~3月)



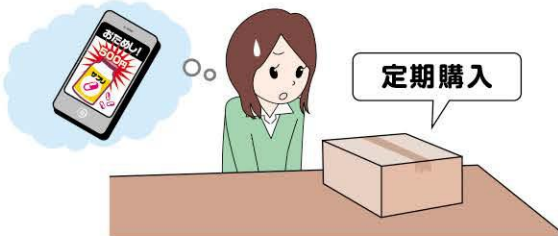
◆令和元年度 上半期の定期購入 年代別相談割合 (単位:%)



主な購入商品	1	健康食品	ダイエットサプリメント、美容サプリメント
	2	化粧品	脱毛クリーム、まつげ美容液、美白クリーム

相談事例 1 1回だけのつもりが...

SNSサイトで「初回500円」という広告を見て「お試しサプリメント」を注文し、代金はクレジットカードで払った。ところが、1回だけのつもりが2回目が届いた。販売会社に連絡したら、2回目以降は一箱4,000円で最低4回購入が条件の定期購入とわかった。



相談事例 2 やめたいのに電話が繋がらない

インターネット通販で、定期購入のまつげ美容液が、「初回限定980円、2回目以降は割引価格の6,000円、解約保証」と書かれていたので購入した。次回商品発送日の10日前までに電話すれば解約できるはずが、事業者には電話をかけたもつながらない。



アドバイス



消費生活相談員

- ◆商品を購入する前に、**定期購入の記載がないか**、中途解約や返品はできるかなどの契約内容、解約の申し出方法や事業者の連絡先についてもしっかり確認することが大切です。
- ◆SNSやウェブサイトなどから注文するインターネットをはじめとした通信販売には、クーリング・オフの適用はありません。慎重に契約しましょう。
- ◆事業者によっては、期限内に電話をかけても、なかなかつながらないことがあります。曜日や時間を変えて根気よく電話をかけましょう。メールでも解約の申し出をしておきましょう。

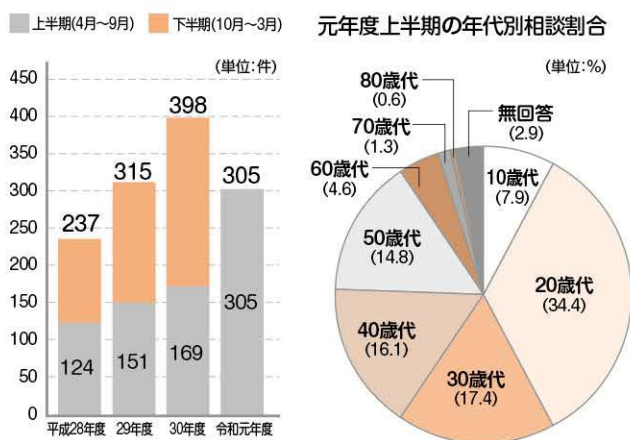
きっかけはSNS !!

「副業」「兼業」のトラブルにご注意ください!

SNSをきっかけにして簡単に高額収入を得られるという副業や、投資のもうけ話に関する情報商材*の相談が増加しています。
10歳代から80歳代まで、幅広い年代の方がトラブルに遭っている状況です。

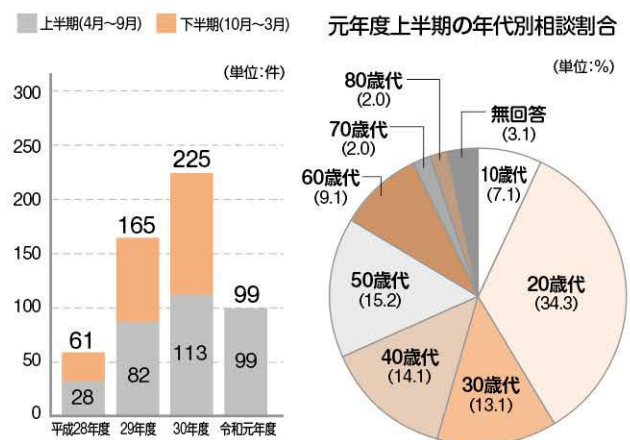


◆SNSをきっかけとしたトラブルの相談



SNSをきっかけとしたトラブルには、通販や通販による定期購入(P1)などもあります。

◆情報商材*に関する相談



※情報商材とは

インターネットの通信販売等で、副業、投資やギャンブル等で高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報のことです。

相談事例 1 簡単に高収入?

SNSの動画で、「短時間で高収入を得ている。」と自信たっぷりに説明している人がいた。年金暮らしの私でも簡単に稼げるかもしれないと思い、5,000円の資産運用ツールを購入した。

PDF形式のツールがメールで送られてきた。読んでよく分からず、販売業者に質問すると、詳しい説明が載っている上級のツールを勧められ50万円をクレジットカードで決済した。しかし、よくわからず、もうからない。



相談事例 2 アルバイトだと思ったら...

SNSでアルバイトを探していた。「空いた時間に、相談を受けるだけで稼ぐことができる」という仕事に応募した。登録するための料金を支払うと、メッセージが届いた。連絡すると、別のサイトに登録するよう指示され、やり取りするためのポイント代を請求された。

相談を受けるアルバイトではなく、出会い系サイトだった。



相談事例 3 SNSで知りあった女性と会ったら…

SNSで、知り合った女性からお茶に誘われて出かけた。「ブログで得意分野のノウハウを紹介すれば毎月30万円を稼ぐことができる、私もやっている。」と勧められた。「稼ぐための方法を教えてもらうには、50万円の教材を買い、セミナーに参加しなければいけない。」「借金をしてでもやったほうがいい。すぐに取り戻すことができる。」と言われ、断れずに契約した。

50万円はカード会社から借りて支払った。言われた通りにやっても収益はなく、支払いだけが残った。



アドバイス



消費生活相談員

うまいもうけ話はありません! 一度立ち止まって考えて! 怪しいと思ったら相談を!

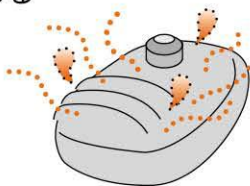
- ◆「簡単にもうかる」と記載されていても、内容をうのみにしないで、慎重に判断しましょう。
- ◆よくわからない、怪しいと思ったら連絡したり、契約をしないようにしましょう。
- ◆高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと契約を断りましょう。
- ◆クレジットカードでの高額決済や、借金をしてまで契約しないようにしましょう。
- ◆友だちや知り合いから勧誘されても、はっきり断りましょう。

冬の製品事故に気を付けて!



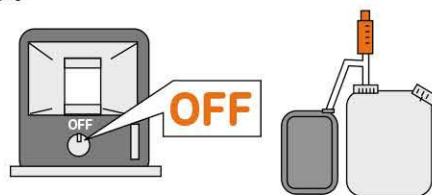
湯たんぽは就寝前に布団を温めるのに使い、就寝時は必ず布団から取り出しましょう。

湯たんぽで低温やけどをすることがあります。
(重症になる場合も)



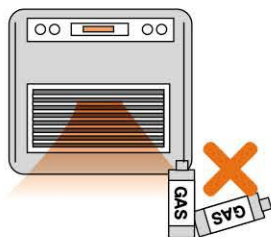
石油暖房器具のカートリッジタンクに給油するときは、必ず消火を!

消火せずに給油を行うと、火災を起こすことがあります。



ファンヒーターの近くでスプレー缶を使用したり放置しないようにしましょう!

燃焼器具の熱により、スプレー缶が爆発することがあります。



就寝時は、暖房器具の電源を必ず切りましょう!

暖房器具の周囲に可燃物(衣類、布団等)を置かないようにしましょう!



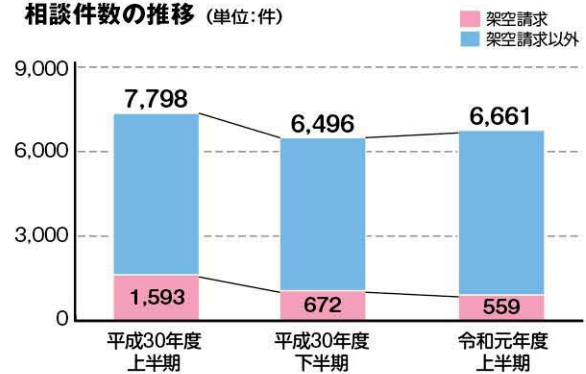
令和元年度上半期 名古屋市消費生活センターの 相談実績

令和元年度上半期(4月～9月)の相談件数は、6,661件で、前年度同期と比べて、1,137件、14.6%減少しています。

主に、はがきやメールによる架空請求に関する相談が、大幅に減少したことが要因です。

相談内容としては、通信販売による定期購入の相談が増えています。

相談件数の推移 (単位:件)



先生方に消費者教育の情報を提供しています

名古屋市消費生活センターでは、小中学校、高等学校、特別支援学校の先生方に、消費者教育に活用していただくための情報を提供しています。

毎年、夏休み期間に開催している「消費者教育教員セミナー」には、今年も多くの先生方に参加していただきました。セミナーでは、消費生活相談員が最新の消費者トラブルを解説したほか、商品テスト室での検査機器を使った実験を先生方に体験していただきました(右写真)。

教員セミナーは、ご希望により随時開催いたします。希望日の1か月前までに、電話(052-222-9679)で当センター消費者教育コーディネーターまでご連絡ください。



出張講座のご案内

消費生活相談員が、お住いの地域に出向き「悪質商法の被害にあわないために」というテーマでお話しします。

市内の10名以上のグループでお申し込みください。希望日の1か月前までに電話(052-222-9679)で当センター出張講座担当までご連絡ください。

※講師派遣は無料ですが、講座に使用する資料等の郵送費用はご負担いただきますのでご了承ください。



利用のご案内

相談室(相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です)

受付時間 月～金曜日 TEL 052-222-9671 消費生活相談 金融商品・高齢者悪質商法110番
9:00～16:15 (祝日・年末年始を除く) TEL 052-222-9674 架空請求ホットダイヤル
TEL 052-223-3160 サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL 052-222-9690 土・日テレフォン相談
9:00～16:15 ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
(祝日・年末年始を除く) ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
TEL 052-222-9677
くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。



●地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
●地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m
※公共交通機関をご利用ください。
●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

URL

<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談
受付」もご利用ください。



名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン
TEL局番なし188

